



# 1面から 自民大敗と議会主義の限界

1  
ては来ない。日本帝国主義の経済政治の危機は連動して進行し、「举国一致」か二大政党制かなどの論争と離合集散を繰り返しながら、國際反革命体制の「新世界秩序」維持活動への軍事貢献を拡大し、一層の市場開放・

規制緩和を目指して進んでいく  
であろう。

資本＝金融過剰資本の整理、独立資本による合理化・首切り、日本経済の根本的・体系的な改革のための三十兆円の公的資金の導入、十六兆円の景気刺激策、「行革法」を凍結しても景気刺激策と、不良債権問題を解決しなければなりません。

遂行国家づくりを継承発展させ  
る方向で強力に推し進めていく方  
向であろう。九六年四月の日米首  
脳会談、同年九月の「ガイドラ  
イン」見直し開始、九七年四月  
米軍用地特別措置法、そして九  
八年の今日彼らの合言葉は「救  
國」であらう。自己をほこること

搾取・抑圧を強行し、労基法改正をもくろんでいる。金融独立の公然たる独裁を強行し、これまでの「労使関係」を壊滅的に改変しようとしている。そして、国民統合をめざして、組織的の犯罪対策法・国民背番号制導入などを実現するため、多くの労働者階級を排斥する立場をとっている。

容を全国の自治体へ資料説明を行つてゐる。「有事」の際の出動態勢が先取り的に形成されつつあり、国会審議抜きで実施さわれている。その説明資料によれば、日米合同の戦争態勢づくりが新「ガイドライン」によつてアマゾン(左写真)、コエボロ(右写真)

# 和(公明)の二百八十一人の署名 曰帝打倒・米帝 社会主義の旗掲げ

## 掃・プロ独・ りてたたかおう

円を打ち上げて、アジア・世界への波及を防衛しようと「恒久減税」という大増税を計画するとともに、労働者階級・人民へ

隊も参加するリムパック（環太平洋合同演習）九八では、臨検・警告射撃の演習が行われ、既成事実化されつつある。

法改悪——この一点に集中して昭  
党派国會議員連盟の「憲法調査  
委員会設置議員連盟」が、五月  
二十六日の自民党の総務会決議

を挙げて いる。

## 日帝打倒・米帝一掃・プロ独立

# 旅情もすたれる

## 瀕死の瀬戸内海

山口県の柳井湾から愛媛県の松山港までは、フェリーに乗船すれば二時間半の船旅が楽しめる。夏の夕方に出航すれば、東に向かうフェリーの後甲板からは、ゆっくりと沈んでいく太陽の朱色の夕日を浴びて所々に姿を現す瀬戸内の小島が、源平合戦や暴れまわっていたであろう海賊などを偲ばせ旅情を楽しませてくれる。また、明石海橋ができるまで淡路島と神戸を連絡していたフェリーも、対岸の六甲山脈を背景とした街並みや、夕日が海峡を横断する船のシルエットを浮かび上がら

れば、東に向かうフェリーの後甲板からは、ゆっくりと沈んでいく太陽の朱色の夕日を浴びて所々に姿を現す瀬戸内の小島が、源平合戦や暴れまわっていたであろう海賊などを偲ばせ旅情を楽しませてくれる。また、明石海橋ができるまで淡路島と神戸を連絡していたフェリーも、対岸の六

山口県震灘までの海岸線の総延長千七百五十五キロのうち、一二・六%が市民が入れない、それは臨海部が埋め立てられ工場の敷地となつたり、吳や岩国のように自衛隊や米軍の基地となつているためである。また、コンクリートの海岸が四八・三%を占め、合わせて七〇%が人工化した。しかし、今この瀬戸内海は瀕死の状態にある。

が自然の代名詞と呼べた時代  
は過ぎ去ろうとしている。  
また、単に海浜だけに限らず、環境破壊のツメ痕は海底  
の砂を建築資材として大量に  
すくい上げたため、魚介類に  
打撃を与えるとともに砂浜の  
後退をもたらしている。これ  
は、川をコンクリートの護岸  
で固めたために山からの砂の  
補給が断たれたことにも因つ  
ているものではあるが。そし  
て、沿岸の工場廃水や船に塗  
られる塗料の有機ズベが海水  
や魚介類を汚染させている。  
毎年のように赤潮が発生し、  
広島のカキなどはシーザンオ  
フを見計らって、貝毒の発生が  
公表される。

昼間に淡路島から神戸行きのフェリーに乗ったことがあつた。そのとき、海がそれほど汚れておらず、「瀬戸内の海もまんざら捨てたものではないな」と思いきや、ちょうど中ほどまで来た辺りであつたか、海の流れがはつきりと分かれていたのである。かたや深い緑色であり、他方は油の混じつたような茶色に汚れた流れが東西方向に延々と境目をつくつて流れているのである。もっとも、以前香川県の沿岸で初めて目にした赤潮に出会っていたので、四国沿岸の瀬戸内の海が奇麗であろうなどという幻想はもつていなかつたが、こうも海の真ん中でその違いをありありと見せつけられては、改めて本州沿

ところで、これらの汚染の最大のものが沿岸を取り巻く瀬戸内コンビナートと総称される工場地帯であるのはいわずもがなである。この半世紀にわたつて、瀬戸内海ではこれららの工場から排出される汚染物質を蓄積し続けてきたのである。

さらに、最近では関西新空港や大阪湾のゴミの埋立地、神戸の海の干拓地。ときどき発生する油の流出事故、ゴミの不法投棄。大和川や淀川の汚水、等など… これらが、瀬戸内の海を今や大きなドブ池に変えようとしているのである。

これらの立地する瀬戸内の

海岸に来てみても、日本海のように海辺に来たなどいう感概をまったく抱かせないのである。海水も空気も汚れており海の香りがしない、海好きの心を弾ませないのである。それどころか、このような海で採れる魚や貝を食べるとなると、当たり前のことながら美味しいであろうという気がしない。また、これらの数少なくなった海水浴場で泳ぐには、皮膚病にでもかかるないかと心配抜きにはなしえない。瀬戸内を、まるで自民党のような悪臭ふんぶんたるドブ池にしてはならないのである。

の労働者階級・人民のたたかいと連帶して、国際的なプロレタリアートの団結をもつて米帝、独・仏・英帝、日帝とたたかい抜かなければならぬ。國勞の十一年目に突入したたたかい、各争議団のたたかい、反失業の日雇全協のたたかい、これらすべてを結集し、議会内活動の限界を打ち破つて、大衆行動によつて労基法・組対法・ビッグバン法などを打ち破つていかなければならぬ。夏一秋の原水協での、平和センターでの、また反原発のたたかい、反差別のたたかい、これらすべてのたたかいと一丸となつて、反安保・反天皇・沖縄のたたかいと結合し、日帝打倒・米帝一掃、プロレタリア階級独裁にいたるたたかいと、新たな水路を切り開こう。

# 先住民族問題と沖縄・琉球人

太田  
武

（沖縄研究会・  
エスニックコンサート実行委員会代表

この八月九日は、国連の制定した「国際先住民族の日」であり、首都圏での記念集会など各地で様々に催しが取り組まれる。

そこで、在首都圏琉球人としての立場から長年運動を続けておられる太田武二さんに、本稿を寄せていただいた。

日本における先住民族は、アイヌ民族である。このことは、今や日本政府ですら否定することのできない事実である。昨年の五月、成立・施行されたアイヌ文化振興法は、多くの批判の声からも先住民族アイヌの存在を、日本の法体系の一角に獲得した点において今後、その輝きを増していくだろう。もちろん、自然になるのではなく、アイヌ民族の主体的な解放のたたかい、先住民族としての諸権利を回復し、尊厳と誇りを

若いアイヌの二人は、レラ・チセ(早稲田のアイヌ民族料理の風の家)やアイヌ民族運動で出会い、その運動の中でお互いの愛情を育ててきた。この祝いの席に、北海道からも先輩、長老たちが駆けつけ、首都圏のアイヌの老若男女、そして和人、沖縄人の友人たちが百名以上集まつた。火の神さまへ、新婚夫婦へ、神々への感謝一カムイノミヽなどの祈りが、アイヌ語で語られた。一人が、一つのお椀に盛つたご飯を、一長い間、日本国家の建て前だ

次の攻勢局面をどう取り組んでいくかという時に、私たち自身の立場を確立しなければならぬと思う。アイヌ民族の厳しい歴史と現実の一方で、確かに目見える希望と未来は、先住民族の世界的運動とつながっていること無縁ではない。アイヌの仲間たちの運動は、すでに日本国内の枠を自力で突き破つてきてしまい、その力がひるがえって日本国家の殻を吹き飛ばすという、つばめ返しの技を発揮してきました。

として翌年が、国連が指定した世界先住民族年だった。首都圏では、エスニックコンサートのスタートし、レラ・チセ設立運動が始まり、多くの先住民族関連の行事、イベン、集会などが取り組まれ、全国的な盛り上がりを見せた。この年を起點にアイヌ民族自身の運動も、十  
いに前進したと思う。その頃私たちの中でも、沖縄人は先生民族ではないかという提起があり、議論になつた。

し  
かごての琉球王国の役人  
ちが着ていた民族衣装でスピ  
チを行った。会議の後、いわ  
るロビー活動でも彼は英文で  
いた先住民族としての自決権  
求めの文書を各国の先住民族  
代表たちに手渡し交流を深め  
という。

こうした彼の表現と活動に、  
私は前述したアイヌの若者たん  
との共通のストレートな明るい

民族の日記念式  
さちたの書を  
たがれしをやは  
自決権がキーワードになつて  
ることを知つた。また、ハワイ  
諸島と彼らの歴史の現状は、  
べは学ぶほど琉球諸島と私た  
に近いことを知つた。そして  
私が辿り着いた結論は、アメ  
リカ本土の先住民族、ネイティ  
ビアンといわれている人  
とハワイの先住民族の関係は  
日本本土の先住民族、アイヌ

ノオーラム

の タブリ、学習いり

太田 武二

(沖縄研究会、エスニックコンサート実行委員会代表)

以

膳の箸で交互に食べる間、参列者はじつと温かく見守りつづけた。二人が最初に呑んだにござる酒は、長老から順番に参列者全員で呑み分け合つた。感動的なアイヌブリ結婚式に続いて、歌と踊り、酒と駄走を満喫した新郎新婦だけでなく、みんな

つた「單一民族」という固い殻を  
今や世界の非常識、笑いものとして吹き飛ばされてしまった。  
そして、ムキ出しになつた差別と付き合う中で最近感じたこと  
ここまで、私が、沖縄琉球人として、アイヌの友人たちと

人権抑圧、歴史のねつ造などに  
対するたたかいが、次の私たたか  
の攻勢局面として取り組まれて  
いくのだ。

い世代からストレーントな主張  
飛び出してきた。当時、早稲田  
大学の大学院生で南太平洋諸島  
についての研究をしていた八  
山出身の若者が、琉球は先住  
民族であり自決権を留保すべ  
しとの立場を明らかにし、一  
連の先住民族作業部会に出

「リット」と題してハワイから「ラウオケヒ」の一族をお送りした。彼らは、誇り高いハイイの先住民族として歌・踊り語りだけでなく生活の根っこここまで私たちに伝えてくれた。そして、彼らの運動は、立から現状維持まで多様な表

ハ迎れの現独諸島の未来に対する自決権を実現することができるし、琉球島に対する日米両政府、資本不當な支配を排除する権利を達慮することもなく主張しきつものである。このことは、



その時には、私たちはどうしたか、について、特に先住民族の視点から考え直してみたい。私たちは、一九七二年の「返還」＝再併合から二十年の時に、「今誇り高くマイノリティ宣言を！」変えよう日本」という集会と文化イベントを行った。アイヌ民族、在日コリアン、反天皇日本人、そして私たち沖縄人の共同行動だった。その中で、私たちは、琉球ネシア宣言をまとめて、日本国家からの独立をめぐらし、沖縄は日本の国内植民地であり、沖縄人は少数民族としての差別支配を受けてはいるが、アイヌ民族や世界の先住民族の状況、歴史などと比較すると先住民族とはいえない、というものの、「た。その後、この議論とは別に奈良に住む友人が世界先住民族年と沖縄の民族問題という論文を発表したが、その中でも同じ結論だったと記憶している。ところが、私たちよりもずっと延べ

# 国際先住民族の日記念フォーラム

# —日本は本当に唯一の被爆国なのか？

日時 8月9日(日)午後2時

# 問い合わせ 先住民族の10年市民連絡会

FAX ○四四一五九九一六八五

を感じる。先住民族としての  
りをもつて正々堂々と主張し  
日本国家の権を実にたやすく  
えてしまうのである。この違  
は、私たちより上の世代と比  
るとスゴイものがある。かつ  
新人類という言葉で若者たち  
表現したことがあつたが、逆

いえは私たち以上との世代は旧類ということになる。この違を、沖縄人の運動の視点からうと、旧人類は被害者意識とンプレックスをバネにしていのに対して、新人類は誇りを権意識から運動を表現し考えいるといえる。

## 9月臨時国会での

# 「組織的犯罪対策3法案」成立を阻止せよ

九年頃から法務官僚によつて着々と準備が進められてきた

「犯罪捜査のための通信傍受に

関する法律案」、「組織的な犯

罪の規制等に

関する法律案」、「刑事訴訟法の

一部を改正する法律案」の三法

案は、先の国会で継続審議とな

り、すでに衆議院の法務委員会

を三巡しており、この臨時国会

で成立・施行されんとしている。

日共、社民党を除く他の野党

は、それなりの修正がなされ

ば法案に賛成の立場もみせてお

り、参議院選挙での自民党の大

敗にもかかわらず、まったく予

断を許さない状況にある。

また、弁護士会や法学会の中

においても法案推進派が相当存

在し、そういう反動部分の跳

梁を許さないたかいが要請さ

れている。

このような治安立法が施行さ

れれば、日本の労働運動をはじ

めすべての人民の運動が壊滅的

な打撃を被ることになる。総力

を擧げて廃案に持ち込まれけれ

ばならない。

この法案は、刑法をはじめと

する二十もの法律に定められた

犯罪を、通信傍受(以下、性格

をより鮮明にする「盗聴」という

用語を用いる)の対象としてい

る。

侵入、捜索及び押収を受けるこ

とのない権利は、正当な理由に

基づいて発せられ、且つ捜索す

る場所及び押収する物を明示す

る令状がなければ、侵されない。

捜索または押収は、権限を有す

る司法官意が発する各別の令状

により、これを行ふ。しかし、

監視の対象を事前に特定するこ

とは不可能に近い。それゆえこ

の法案では、予備的盗聴として

該当性判断のための傍受(何

のようないものであろうか。ま

る。

ここでの「団体」や「組織」に

は、たとえばヤクザ等のような

目的、性格上の限定はなく、ど

ういう集団・グループをも含

むえる不明確なものとなつてお

り、处罚の対象となる「犯罪」も

収益に由来する財産・混和財産

は発生していない「将来の犯罪」

についてまで盗聴を認めてお

り、これは犯罪の発生を検査の

結果である。

この法案が規制の対象とする「犯

罪収益等」とは、犯罪収益・犯罪

財産等が、その存在自体が憲法違反

であることは明白白々である。

また、憲法第三十五条は、令

状発布に際して、正当な理由と

ともに対象物を特定することを

要求している。「何人も、その

住居、書類及び所持品について、

罪関連通信は二割程度にしかな

り、この間、労働組合弾圧の口

と財産全部が没収保全の対象と

は言を要しない。法務省は、

「正当な労働組合にこの法律が

適用されることは考えられな

い(裏を返せば、「正当でない

労働組合」と判断したものには

適用されるということだ)と、

その狙いがどこにあるかを明け

透けに語っている。ことさらには

ヤクザの企業への介入やマネー

開始及び強制処分の前提として

敗にもかかわらず、まったく予

断を許さない状況にある。

また、弁護士会や法学会の中

においても法案推進派が相当存

在し、そういう反動部分の跳

梁を許さないたかいが要請さ

れている。

このような治安立法が施行さ

れれば、日本の労働運動をはじ

めすべての人民の運動が壊滅的

な打撃を被ることになる。総力

を擧げて廃案に持ち込まれけれ

ばならない。

この法案は、刑法をはじめと

する二十もの法律に定められた

犯罪を、通信傍受(以下、性格

をより鮮明にする「盗聴」という

用語を用いる)の対象としてい

る。

侵入、捜索及び押収を受けるこ

とのない権利は、正当な理由に

基づいて発せられ、且つ捜索す

る場所及び押収する物を明示す

る令状がなければ、侵されない。

捜索または押収は、権限を有す

る司法官意が発する各別の令状

により、これを行ふ。しかし、

監視の対象を事前に特定するこ

とは不可能に近い。それゆえこ

の法案では、予備的盗聴として

該当性判断のための傍受(何

のようないものであろうか。ま

る。

ここでの「団体」や「組織」に

は、たとえばヤクザ等のような

目的、性格上の限定はなく、ど

ういう集団・グループをも含

むえる不明確なものとなつてお

り、处罚の対象となる「犯罪」も

収益に由来する財産・混和財産

は発生していない「将来の犯罪」

についてまで盗聴を認めてお

り、これは犯罪の発生を検査の

結果である。

この法案が規制の対象とする「犯

罪収益等」とは、犯罪収益・犯罪

財産等が、その存在自体が憲法違反

であることは明白白々である。

また、憲法第三十五条は、令

状発布に際して、正当な理由と

ともに対象物を特定することを

要求している。「何人も、その

住居、書類及び所持品について、

罪関連通信は二割程度にしかな

り、この間、労働組合弾圧の口

と財産全部が没収保全の対象と

は言を要しない。法務省は、

「正当な労働組合にこの法律が

適用されることは考えられな

い(裏を返せば、「正当でない

労働組合」と判断したものには

適用されるということだ)と、

その狙いがどこにあるかを明け

透けに語っている。ことさらには

ヤクザの企業への介入やマネー

開始及び強制処分の前提として

敗にもかかわらず、まったく予

断を許さない状況にある。

また、弁護士会や法学会の中

においても法案推進派が相当存

在し、そういう反動部分の跳

梁を許さないたかいが要請さ

れている。

このような治安立法が施行さ

れれば、日本の労働運動をはじ

めすべての人民の運動が壊滅的

な打撃を被ることになる。総力

を擧げて廃案に持ち込まれけれ

ばならない。

この法案は、刑法をはじめと

する二十もの法律に定められた

犯罪を、通信傍受(以下、性格

をより鮮明にする「盗聴」という

用語を用いる)の対象としてい

る。

侵入、捜索及び押収を受けるこ

とのない権利は、正当な理由に

基づいて発せられ、且つ捜索す

る場所及び押収する物を明示す

る令状がなければ、侵されない。

捜索または押収は、権限を有す

る司法官意が発する各別の令状

により、これを行ふ。しかし、

監視の対象を事前に特定するこ